平成２１年（フ）第１３９９号
神戸市須磨区北落合５丁目１番331―203号
債務者　稲岡千代美
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３０号
佐賀県伊万里市黒川町塩屋134番地118
債務者　山下　真市
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２３９号
佐賀県伊万里市二里町八谷搦69番地１
債務者　木寺　康孝
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２４８号
佐賀県伊万里市松浦町提川1597番地
債務者　田代　嘉満
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２８０号
佐賀県伊万里市東山代町里718番地33
債務者　中村貴美子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２９０号
佐賀県杵島郡江北町大字上小田95番地５
債務者　田口　博文
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２９５号
佐賀県藤津郡太良町大字大浦丙1598番地
債務者　加賀　慶敬
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２９７号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡11023番地１
県営山下団地125号
債務者　副島　玲子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２９９号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡9648番地３
債務者　関谷　良枝
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３００号
佐賀県杵島郡白石町大字横手172番地
債務者　島ノ江三智子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１１３号
佐賀県唐津市和多田南先石レオパレスⅠ204号、住民票上の住所佐賀県唐津市二タ子１丁目19番21号
債務者　原　　千恵
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第１２３号
佐賀県唐津市相知町伊岐佐甲８番地、前住所佐賀県唐津市相知町相知2524番地１
債務者　佐伯マリ子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第６８３号
奈良市芝辻町４丁目１番地の15　メゾン佐保Ａ―510号
債務者　辻川世志隆
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１０３０号
北九州市門司区花月園15番14号
債務者　芝口　和典
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０６２号
北九州市小倉南区長行東２丁目９番１―111号
債務者　河田　洋一
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０６３号
北九州市小倉南区長行東２丁目９番１―111号
債務者　河田　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０６６号
北九州市小倉南区若園３丁目12番３―505号
債務者　粟津真由美
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０８９号
北九州市小倉北区宇佐町１丁目８番31号
債務者　直井　美雪
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部